横手市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

(-/ / +1							
区 分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)	
	(令和5年1月1日)	A		В	B/A	令和3年度の人件費率	
令和4年度	人	千円	千円	千円	%	%	
7 和4千及	84,294	55,976,753	2,991,517	9,360,942	16.7	16.3	

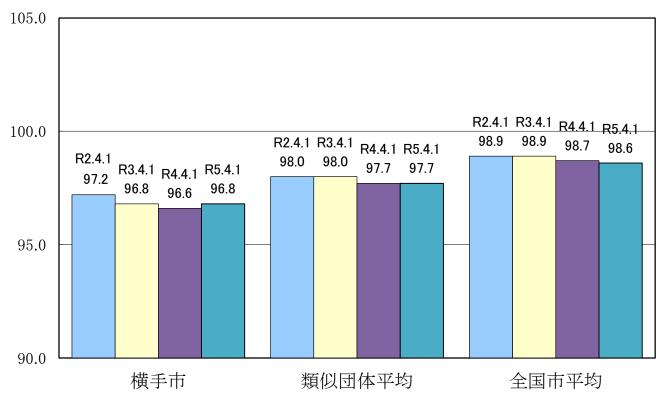
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数	給	与		費
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B
令和4年度	人	千円	千円	千円	千円
11/114千尺	903	3,576,230	819,797	1,351,283	5,747,310

一人当たり給与 費 B/A	(参考)類似団体平 均一人当たり給与額
千円	千円
6,365	5,926

- 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- 注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を 用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指
 - 2 *() 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)/により筒出り
 - 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- ※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、 ③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の 見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し



実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)令和4年4月1日

(内容)行政職給料表については、秋田県の見直しに準じて平均0.16%引き上げ。

他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準による(市内は支給なし)

(実施時期)平成28年4月1日

③その他の見直し

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、秋田県と同様に見直しを実施。(平成28年4月1日実施)

(5) 特記事項

平成17年10月1日新設合併

(横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国比較ベース)
横手市	44.3 歳	330,934 円	403,491 円	348,505 円
秋田県	43.0 歳	322,600 円	387,196 円	352,396 円
玉	42.4 歳	322,487 円	- 円	404,015 円
類似団体	42.6 歳	316,217 円	378,588 円	342,607 円

②技能労務職

© 2012/01/19									
区 分		公 務 員			民間			参考	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
横手市	52.3歳	58 人	312,766 円	345,925 円	327,714 円	_	_		
うち清掃職員	52.4歳	7人	306,393 円	338,415 円	325,381 円	廃棄物処理業従業員	47.3歳	310,800 円	1.09
うち学校給食員等	_	_	_	_	_	調理士	49.5歳	200,400 円	_
うち用務員等	52.3歳	44 人	313,120 円	343,325 円	329,154 円	用務員	49.1歳	241,700 円	1.42
うち自動車運転手等	51.6歳	3 人	321,998 円	411,475 円	336,331 円	自家用乗用車自動車運転者	54.0歳	247,400 円	1.66
うちその他	53.3歳	4 人	313,553 円	338,500 円	320,100 円	_	_		
秋田県	54.3歳	220 人	315,500 円	356,092 円	329,617 円	_	_		_
国	51.2歳	1,941 人	286,942 円	_	329,178 円	_	_	_	_
類似団体	53.1歳	22 人	311,160 円	335,597 円	323,089 円	_	_	_	_

区分		参 考				
	年収~	ベース(試算値)の」	比較			
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D			
横手市	-		_			
うち清掃職員	5,553,601 円	4,321,100 円	1.29			
うち学校給食員	等	- 2,612,900 円	-			
うち用務員等	5,626,745 円	3,253,900 円	1.73			
うち自動車運転	手等 6,523,846 円	3,573,200 円	1.83			
うちその他	5,574,562 円	_	_			

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和2~令和4年の3ヶ年平均) ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国比較ベース)
横手市	49.8 歳	327,661 円	368,405 円	335,829 円
秋田県	- 歳	- 円	- 円	- 円
玉	44.2 歳	337,885 円	- 円	387,943 円
類似団体	40.3 歳	292,930 円	324,431 円	307,108 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸 手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区	分	横手市	秋 田 県	玉
一般行政職	大 学 卒	190,096 円	190,096 円	185,200 円
列又十丁正又叫取	高 校 卒	156,046 円	156,046 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	153,829 円	153,829 円	- 円
1又形刀伤帆	中学卒	144,864 円	- 円	- 円
福祉職	大 学 卒	195,939 円	- 円	- 円
竹田竹山川戦	高 校 卒	165,515 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

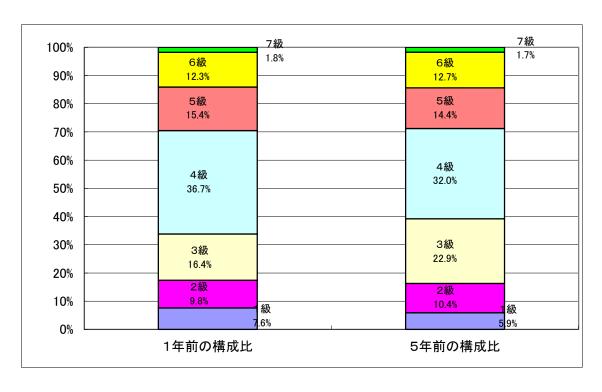
VI 112 (12 V 12 V 12 V 12 V 12 V 12 V 12						
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	253,864 円	340,010 円	377,831 円	389,065 円	
77又114又40	高 校 卒	216,842 円	294,586 円	344,974 円	373,933 円	
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	291,037 円	309,090 円	
1又形力扬帆	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
福祉職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
竹田竹江川联	高 校 卒	- 円	- 円	331,749 円	340,279 円	

3 一般行政職の級別職員数等の状況

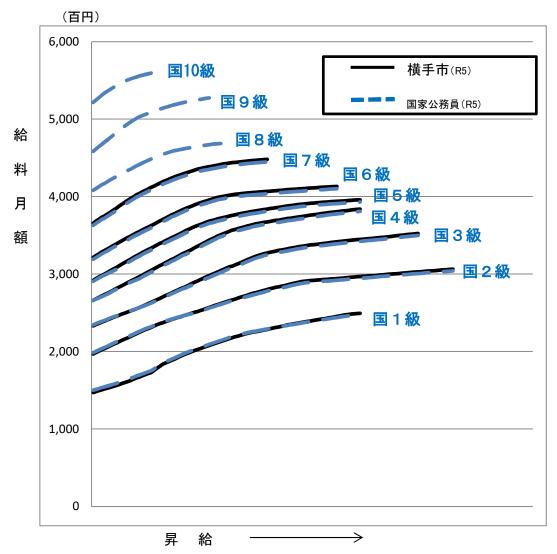
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

(-) /0414	3-10-11-10-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-			•	
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事、技師	49 人	8.2 %	147,100 円	249,400 円
2級	主任	65 人	10.9 %	196,900 円	306,400 円
3級	副主査	86 人	14.4 %	233,200 円	352,500 円
4級	主査	219 人	36.7 %	266,100 円	383,800 円
5級	副主幹	95 人	15.9 %	291,800 円	395,900 円
6級	次長、課長、主幹等	73 人	12.2 %	321,500 円	413,200 円
7級	部長、事務所長、局長	10 人	1.7 %	365,500 円	448,100 円

- (注) 1 横手市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(横手市)

	令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	0		0	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	0	0	0	0
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
П	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

横 手 市	秋 田 県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度)	1人当たり平均支給額(令和4年度)	_
1,466 千円	1,634 千円	_
(令和4年度支給割合)	(令和4年度支給割合)	(令和4年度支給割合)
期末手当 勤勉手当	期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当
2.35 月分 1.95 月分	2.35 月分 1.95 月分	2.40 月分 2.00 月分
(1.30) 月分 (0.95) 月分	(1.30) 月分 (0.95) 月分	(1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
役職加算 5~15%	役職加算 5~20%	役職加算 5~20%
管理職加算 なし	管理職加算 15~25%	管理職加算 10~25%

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(横手市)

	令和5年度中における運用	管理	!職員	一般職員		
1	人事評価を活用している	())	
	活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	
	上位、標準、下位の成績率	0	0	0	0	
	上位、標準の成績率					
	標準、下位の成績率					
	標準の成績率のみ(一律)					
П	人事評価を活用していない					
	活用予定時期					

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

	横手市	ĵ	国				
(支給率)	自己都合	応募認定•定年	(支給率)	自己都合	応募認定•定年		
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分		
その他の加算措置	定年前早期退職	特例措置(2~45%)	その他の加算措置	定年前早期退職特	持例措置(2∼45%)		
1人当たり平均支給額	4,925 千円	19,457 千円					

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績		1,904 千円			
支給職員1人当たり平		476,093 円			
支給対象地域	支給率		支給対象職	員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	%		3 人	20 %
名古屋市	15 %	%		1 人	15 %

(4) 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)	33,096 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	204,296 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	17.9 %
手当の種類(手当数)	13

手当の種類(手当数)				13
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	支給単価
防疫等作業手当	右の業務に従事した職員	感染症の患者の救護作業、感染症の病原体に汚染されたものの処理作業、家畜伝染病の防疫作業等	7,579 千円	1日600円(半日300円)
高所作業手当	右の業務に従事した職員 及び消防職員	地上10メートル以上の足場の 不安定な箇所で工事現場の 監督又は地上10メートル以上 の高所で消防作業等	0 千円	監督:日額200円 (半日100円) 消防作業:1回300円
用地交渉等手当	右の業務に従事した職員	現地において地権者等と直接 面接して行う用地交渉業務の うち、特に困難なもの	0 千円	1日220円(半日110円)
夜間特殊業務手当	右の業務に従事した消防職員	深夜(22:00〜翌6:00)において行われる消防の業務	11,526 千円	1回730円
夜間看護業務手当	看護師及び准看護師	介護老人保健施設における深 夜に行われる看護等業務	1,285 千円	全部深夜:1回6,800円 一部深夜 •4時間以上:1回3,300円 •2~4時間:1回2,900円
介護等業務手当	右の業務に従事した職員	老人福祉施設、介護老人保健施設及び知的障害者援護施設における入所者への直接の看護、介護又は厚生の業務	4,296 千円	知的障害者援護施設: 月6,000円 老人福祉施設及び介護老 人保健施設:月8,000円
行旅死病人取扱手当	11	行旅死病人の取扱業務	0 千円	死亡人:1体につき3,000 円 病人:1体につき1,500円
清掃業務等手当	"	各ごみ処理施設及びし尿処理 施設における直接清掃作業	504 千円	月6,000円
災害、緊急出動手当	右の業務に従事した消防職員	災害又は緊急のための出動	4,322 千円	機関員の業務:1回300円 機関員の業務以外: 1回240円
救急救命処置業務手当	11	救急救命士の資格を有する消 防職員が行う救急救命処置業 務	457 千円	1回1,000円
潜水作業手当	右の業務に従事した職員	潜水器具を使用した潜水作業	0 千円	1日350円
火葬業務手当	11	斎場における火葬業務	35 千円	月5,000円

保育業務手当	n	保育所における保育士業務	1,792 千円	1日450円
--------	---	--------------	----------	--------

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	413,373 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	516,071 円
支給実績(令和3年度決算)	338,320 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	423,429 円

⁽注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者:6,500円 ・満22歳までの子:10,000円	同じ		千円	円
	・父母等:6,500円 ・満15歳に達した4月1日から満22歳に達した 3月31日までにある子への加算:5,000円	[F] ()		131,738	248,563
住居手当	借家、借間に居住する職員及び単身赴任手 当受給者であって配偶者が借家、借間に居 住する職員に支給			千円	円
	・借家、借間居住職員(月額12,000円超の家賃を支払っている職員):最高27,000円 ・配偶者が借家、借間に居住する単身赴任手当受給職員:最高13,500円	同じ		40,428	276,903
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給		距離区分	千円	円
	・交通機関利用職員:1箇月当たり最高55,000円・自動車等利用職員:通勤職員に応じて月額2,000円~33,200円	異なる	及び手当額	65,268	74,422
単身赴任手 当	異動に伴い転居し、やむを得ない事情により 配偶者と別居して単身で生活する職員に支 給			千円	円
	・職員と配偶者の住居間の交通距離に応じ、月額23,000円~上限68,000円	同じ		552	552,000
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給			千円	円
	•部長級職員 57,000円				
	· 次長級職員 40,700円				
	•課長級職員 32,600円			44.005	405.405
	•専門監級職員 28,500円			44,387	435,165
	• 主幹級職員 26,500円				
	・副主幹級職員で 23,200円 所長の職にある者				
管理職特別 勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急 の必要により週休日又は祝日等に勤務した場 合に支給			千円	円
	・管理職手当の適用区分に応じ、勤務1回に つき4,000円~10,000円を支給 ※6時間を超える勤務の場合は5割増	同じ		3,017	31,098
夜間勤務手 当	正規の勤務時間として深夜(午後10時~翌日の午前5時の間)に勤務した場合、勤務した全時間に対して支給	同じ		千円	円
	・支給額=(深夜勤務1時間当たりの支給額) ×深夜勤務時間数)	IH] U		19,844	97,755

宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給		千円	円
	・庁舎の保全、庁内の監視等のための日直業務 1回4,400円	同じ	4,830	9,660
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月の各月の初日に在職 する職員に支給		千円	円
	 ・世帯主で扶養親族のある職員 17,800円 ・世帯主で扶養親族がない職員 10,200円 ・その他の職員 7,360円 を11月から翌年3月までの5ヶ月間支給 	同じ	67,024	67,838
休日勤務手 当	休日勤務をした職員に支給	同じ	千円	円
		ĦС	58,703	138,124

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

	17.73·16W~7.15E(13.14E										
	区 分 給		給料		月	等					
						(参考)類似団体に	こおける最高/最低額				
給	市		長	820,000	円	1,000,000 円/	夕 560,000 円				
料	副	市	長	658,000	円	802,000 円/	夕 585,000 円				
	教	育	長	566,000	円	- 円/	/ 円				
+	議		長	456,000	円	535,000 円/	/ 347,900 円				
報酬	副	議	長	411,000	円	475,000 円/	夕 285,100 円				
H/II	議		員	384,000	円	432,000 円/	夕 268,200 円				
	市		長	(令和4年度支給割合)							
抽	副	市	長	3.10		月分					
期末	教	育	長								
手	議		長	(令和4年度支給割合)							
当	副	議	長	3.10		月分					
	議		員								
退				(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)				
職	市		長	820,000×在職月数×0.47		18,499,200	任期毎				
手	副	市	長	658,000×在職月数×0.28		8,843,520	任期毎				
当	教	育	長	566,000×在職月数×0.21		5,705,280	任期毎				

6 職員数の状況

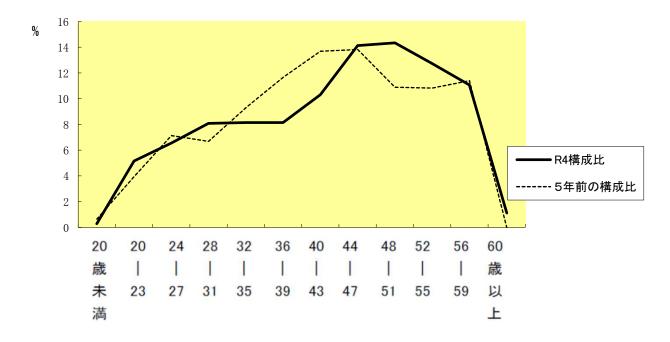
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		区	分	職	員	数	対前年	主な増減理由
部門		_		令和4年		令和5年	増減数	上 な 頃 機 珪 田
		議	会		8	8	0	
		総	務		219	222	3	総務業務の充実
		税	務		37	36	△ 1	税務業務の見直し
	_	民	生		119	100	△ 19	民生業務の見直し
	般	衛	生		75	73	$\triangle 2$	衛生業務の見直し
	行	労	働		1	1	0	
普	政		水産		66	66	0	
通	部門	商	工		35	34	△ 1	商工業務の見直し
会計	L.1	土	木		66	68	2	
部		小	計		626	608	△ 18	〈参考〉
門								人口1万人当たり職員数 74.50 人
								(類似団体の人口1万当たりの職員数 67.58 人)
	教				108	103	△ 5	教育業務の見直し
	消		-		169	169	0	
	月	、 計	•		903	880	△ 23	〈参考〉
								人口1万人当たり職員数 107.82 人
								(類似団体の人口1万人当たりの職員数 87.73 人)
。公	病				409	406	△ 3	
会営	水		_		21	21	0	
計企	干	水道	1		16	16	0	
会計部門公営企業等	そ	: の他			104	114	10	
等	月	、 計	•		550	557	7	
	合	計		1,	480	1,437	△ 16	〈参考〉
				[1,6	555]	[1,655]		人口1万人当たり職員数 176.07 人
(22)	4 mily =			かい ロートマ 時に				

⁽注) 1職員数は、一般職に属する職員数値である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		>	}	>	>	>	}	>	}	>	>		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
10000000000000000000000000000000000000	4	74	94	116	117	117	148	203	206	183	159	16	1,437

^{2[]}内は、条例定数の合計である。

(3) 職員数の推移

(単位 :人・%)

							٠,	12 . / 0 /
年度 部門別	30年	31年	2年	3年	4年	5年		去5年間 減数(率)
一般行政	684	666	647	633	626	608	△ 76	(△ 11.1%)
教育	122	119	116	115	108	103	△ 19	(△ 15.6%)
消防	169	170	170	170	169	169	0	(0.0%)
普通会計計	975	955	933	918	903	880	△ 95	(△ 9.7%)
公営企業等会計計	557	562	566	562	550	557	0	(0.0%)
総合計	1,532	1,517	1,499	1,480	1,453	1,437	△ 95	(△ 6.2%)

⁽注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

² 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	員給与費比率	(参考) 令和3年度の総費用に占 める職員給与費比率
△和4左座	千円	千円	千円	%	%
令和4年度	1,836,111	1,538	165,401	9.0	8.5

区分	職員数		一人当たり			
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費B/A
令和4年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
77144一及	21	86,576	12,620	34,333	133,529	6,359

(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円 6,365

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
横手市	47.5 歳	348,090 円	554,087 円
団体平均	44.0 歳	321,340 円	546,022 円

⁽注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

横手市		一般行政職平均		
1人当たり平均支給額(令和4年度)		1人当たり平均支給額(令和4年度)		
	1,528 千円		1,466 千円	
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
2.35 月分	1.95 月分	2.35 月分	1.95 月分	
(1.30) 月分	(0.95) 月分	(1.30) 月分	(0.95) 月分	
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加	算措置	職制上の段階、職務の級等による加	算措置	
役職加算 5~15%		役職加算 5~15%		
管理職加算 なし		管理職加算 なし		

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

	横手市		一般行政職平均			
(支給率)	自己都合	応募認定•定年	(支給率)	自己都合	応募認定•定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職物	寺例措置(2~45%)	その他の加算措置	定年前早期退職特	例措置(2~45%)	
1人当たり平均支給額	0 千円	9 千円	1人当たり平均支給額	4,925 千円	19,457 千円	

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

⁽注) 1職員手当には退職給与金を含まない。

² 職員数は、令和4年3月31日現在の人数である。

ウ 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績		- 千円		
支給職員1人当たり平		- 千円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数		国の制度(支給率)
-	- %		- 人	- %

⁽注) 「横手市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例」には、地域手当を支給する規定なし。

工 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)				_	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)				_	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)				_	%
手当の種類(手当数)				_	
手当の名称 主な支給対象職員			主な支給対象業務	左記職員に対する	5支給単価

⁽注) 「横手市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例」には、特殊勤務手当を支給する規定なし。

才 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	3,651 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	165,976 円
支給実績(令和3年度決算)	3,279 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	204,926 円

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

内容及び支給単価	一般行政職 の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養親族のある職員に支給			千円	円
・配偶者:6,500円 ・満22歳までの子:10,000円 ・父母等:6,500円 ・満15歳に達した4月1日から満22歳に達した 3月31日までにある子への加算:5,000円	同じ		3,708	231,750
借家、借間に居住する職員及び単身赴任手 当受給者であって配偶者が借家、借間に居 住する職員に支給			千円	円
・借家、借間居住職員(月額12,000円超の家賃を支払っている職員):最高27,000円・配偶者が借家、借間に居住する単身赴任手当受給職員:最高13,500円	同じ		794	264,667
通勤距離が片道2km以上の職員に支給			千円	円
・交通機関利用職員:1箇月当たり最高55,000円・自動車等利用職員:通勤職員に応じて月額2,000円~33,200円	同じ		1,227	76,701
配偶者と別居して単身で生活する職員に文 給 ・職員と配偶者の住居間の交通距 離に応じ、月額23,000円~上限	同じ		千円 0	円 0
	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者:6,500円 ・満22歳までの子:10,000円 ・父母等:6,500円 ・満15歳に達した4月1日から満22歳に達した3月31日までにある子への加算:5,000円 借家、借間に居住する職員及び単身赴任手当受給者であって配偶者が借家、借間に居住する職員に支給 ・借家、借間居住職員(月額12,000円超の家賃を支払っている職員):最高27,000円 ・配偶者が借家、借間に居住する単身赴任手当受給職員:最高13,500円 通勤距離が片道2km以上の職員に支給 ・交通機関利用職員:通勤職員に応じて月額2,000円~33,200円 異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 ・職員と配偶者の住居間の交通距	内容及び支給単価 ・配偶者:6,500円 ・満22歳までの子:10,000円 ・次母等:6,500円 ・満15歳に達した4月1日から満22歳に達した3月31日までにある子への加算:5,000円 借家、借間に居住する職員及び単身赴任手当受給者であって配偶者が借家、借間に居住する職員に支給 ・借家、借間居住職員(月額12,000円超の家賃を支払っている職員):最高27,000円 ・配偶者が借家、借間に居住する単身赴任手当受給職員:最高13,500円 通勤距離が片道2km以上の職員に支給 ・交通機関利用職員:1箇月当たり最高55,000円 ・自動車等利用職員:通勤職員に応じて月額2,000円~33,200円 異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給・職員と配偶者の住居間の交通距離に応じ、月額23,000円~上限	内容及び支給単価 の制度との異同 扶養親族のある職員に支給 ・配偶者:6,500円 ・満22歳までの子:10,000円 ・父母等:6,500円 ・満15歳に達した4月1日から満22歳に達した 3月31日までにある子への加算:5,000円 借家、借間に居住する職員及び単身赴任手当受給者であって配偶者が借家、借間に居住する職員に支給 ・借家、借間居住職員(月額12,000円超の家賃を支払っている職員):最高27,000円 ・配偶者が借家、借間に居住する単身赴任手当受給職員:最高13,500円 通勤距離が片道2km以上の職員に支給 ・交通機関利用職員:通勤職員に応じて月額2,000円~33,200円 異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 ・職員と配偶者の住居間の交通距離に応じ、月額23,000円~上限	内容及び支給単価

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給		千円	円
	- 部長級職員 57,000円			
	· 次長級職員 40,700円			
	•課長級職員 32,600円	同じ		
	· 専門監級職員 28,500円		1,466	488,800
	•主幹級職員 26,500円			
	・副主幹級職員で 所長の職にある者 23,200円			
管理職特別 勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急 の必要により週休日又は祝日等に勤務した場 合に支給		千円	円
	・管理職手当の適用区分に応じ、勤務1回に つき4,000円~10,000円を支給 ※6時間を超える勤務の場合は5割増	同じ	0	0
夜間勤務手 当	正規の勤務時間として深夜(午後10時〜翌日の午前5時の間)に勤務した場合、勤務した全時間に対して支給	同じ	千円	円
	・支給額=(深夜勤務1時間当たりの支給額) ×深夜勤務時間数)		0	0
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給		千円	円
	・庁舎の保全、庁内の監視等のための日直業務1回4,400円	同じ	0	0
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月の各月の初日に在職 する職員に支給		千円	円
	 ・世帯主で扶養親族のある職員 17,800円 ・世帯主で扶養親族がない職員 10,200円 ・その他の職員 7,360円 を11月から翌年3月までの5ヶ月間支給 	同じ	1,622	77,248
休日勤務手 当	休日勤務をした職員に支給		千円	円
		同じ	86	17,132
1		I		

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

	区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B		(参考) 令和3年度の総費用に占 める職員給与費比率
ſ	△和4左座	千円	千円	千円	%	%
ľ	令和4年度	1,906,293	105,551	113,298	5.9	5.8

区分	職員数		一人当たり			
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費B/A
令和4年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
77 和44年及	15	61,114	6,906	24,480	92,500	6,167

(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円 6,365

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額	
横手市	46.7 歳	338,442 円	556,863 円	
団 体 平 均	44.0 歳	321,340 円	546,022 円	

⁽注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

横 手 市		一般行政職平均			
1人当たり平均支給額(令和4年度)		1人当たり平均支給額(令和4年度)			
	1,572 千円		1,466 千円		
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当		
2.35 月分	1.95 月分	2.35 月分	1.95 月分		
(1.30) 月分	(0.95) 月分	(1.30) 月分	(0.95) 月分		
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による力	1算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置			
役職加算 5~15%		役職加算 5~15%			
管理職加算 なし		管理職加算 なし			

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

	横手市		一般行政職平均		
(支給率)	自己都合	応募認定•定年	(支給率)	自己都合	応募認定•定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職	特例措置(2~45%)	その他の加算措置	定年前早期退職特	例措置(2~45%)
1人当たり平均支給額	0 千月	円 0千円	1人当たり平均支給額	4,925 千円	19,457 千円

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

⁽注) 1職員手当には退職給与金を含まない。

² 職員数は、令和4年3月31日現在の人数である。

ウ 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績		- 千円			
支給職員1人当たり平	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)				
支給対象地域	支給率	支給対象職」	員数	国の制度(支給率)	
=	- %		- 人	- %	

⁽注) 「横手市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例」には、地域手当を支給する規定なし。

工 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算	実績(令和4年度決算)			一 千円				
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算) -					円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)				_	%			
手当の種類(手当数)				_				
手当の名称	主な支給対象職員		主な支給対象業務 左記職員に対する					
_								

⁽注) 「横手市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例」には、特殊勤務手当を支給する規定なし。

才 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	1,491 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	87,727 円
支給実績(令和3年度決算)	1,435 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	119,581 円

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

内容及び支給単価	一般行政職 の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養親族のある職員に支給			千円	円
・配偶者:6,500円 ・満22歳までの子:10,000円 ・父母等:6,500円 ・満15歳に達した4月1日から満22歳に達した 3月31日までにある子への加算:5,000円	同じ		2,708	246,182
借家、借間に居住する職員及び単身赴任手 当受給者であって配偶者が借家、借間に居 住する職員に支給			千円	円
・借家、借間居住職員(月額12,000円超の家賃を支払っている職員):最高27,000円・配偶者が借家、借間に居住する単身赴任手当受給職員:最高13,500円	同じ		0	0
通勤距離が片道2km以上の職員に支給			千円	円
・交通機関利用職員:1箇月当たり最高55,000円・自動車等利用職員:通勤職員に応じて月額2,000円~33,200円	同じ		918	76,467
異動に伴い転居し、やむを得ない事情により 配偶者と別居して単身で生活する職員に支 給 ・職員と配偶者の住居間の交通距 離に応じ、月額23,000円~上限	同じ		千円 0	円 0
	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者:6,500円 ・満22歳までの子:10,000円 ・父母等:6,500円 ・満15歳に達した4月1日から満22歳に達した3月31日までにある子への加算:5,000円 借家、借間に居住する職員及び単身赴任手当受給者であって配偶者が借家、借間に居住する職員に支給・借家、借間居住職員(月額12,000円超の家賃を支払っている職員):最高27,000円・配偶者が借家、借間に居住する単身赴任手当受給職員:最高13,500円 ・配偶者が借家、借間に居住する単身赴任手当受給職員:最高13,500円 通勤距離が片道2km以上の職員に支給・交通機関利用職員:通勤職員に応じて月額2,000円~33,200円 異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給・職員と配偶者の住居間の交通距	との異同 扶養親族のある職員に支給 ・配偶者:6,500円 ・満22歳までの子:10,000円 ・父母等:6,500円 ・満15歳に達した4月1日から満22歳に達した 3月31日までにある子への加算:5,000円 借家、借間に居住する職員及び単身赴任手 当受給者であって配偶者が借家、借間に居住する職員に方給 ・借家、借間居住職員(月額12,000円超の家賃を支払っている職員):最高27,000円 ・配偶者が借家、借間に居住する単身赴任手 当受給職員:最高13,500円 ・配偶者が借家、借間に居住する単身赴任手 当受給職員:最高13,500円 ・動距離が片道2㎞以上の職員に支給 ・交通機関利用職員:通勤職員に応じて月額 2,000円~33,200円 異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 ・職員と配偶者の住居間の交通距離に応じ、月額23,000円~上限	内容及び支給単価 の制度との異同 扶養親族のある職員に支給 ・配偶者:6,500円 ・満22歳までの子:10,000円 ・父母等:6,500円 ・満15歳に達した4月1日から満22歳に達した3月31日までにある子への加算:5,000円 借家、借間に居住する職員及び単身赴任手当受給者であって配偶者が借家、借間に居住する職員に支給・借家、借間居住職員(月額12,000円超の家賃を支払っている職員):最高27,000円・配偶者が借家、借間に居住する単身赴任手当受給職員:最高13,500円 通勤距離が片道2km以上の職員に支給・交通機関利用職員:1箇月当たり最高55,000円・自動車等利用職員:通勤職員に応じて月額2,000円~33,200円 異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給・職員と配偶者の住居間の交通距離に応じ、月額23,000円~上限	内容及び支給単価

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給		千円	円
	•部長級職員 57,000円			
	•次長級職員 40,700円			
	•課長級職員 32,600円	同じ		
	•専門監級職員 28,500円		488	488,400
	•主幹級職員 26,500円			
	•副主幹級職員で 所長の職にある者 23,200円			
管理職特別 勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急 の必要により週休日又は祝日等に勤務した場 合に支給		千円	円
	・管理職手当の適用区分に応じ、勤務1回に つき4,000円~10,000円を支給 ※6時間を超える勤務の場合は5割増	同じ	0	0
夜間勤務手	正規の勤務時間として深夜(午後10時~翌日の午前5時の間)に勤務した場合、勤務した全時間に対して支給	同じ	千円	円
	・支給額=(深夜勤務1時間当たりの支給額) ×深夜勤務時間数)	1.10	0	0
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給		千円	円
	・庁舎の保全、庁内の監視等のための日直業務1回4,400円	同じ	0	0
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月の各月の初日に在職 する職員に支給		千円	円
	 ・世帯主で扶養親族のある職員 17,800円 ・世帯主で扶養親族がない職員 10,200円 ・その他の職員 7,360円 を11月から翌年3月までの5ヶ月間支給 	同じ	1,119	74,600
休日勤務手 当	休日勤務をした職員に支給		千円	円
		同じ	64	21,447
ı	l '	1	i	1